

サステナビリティ情報の保証制度の動向

2025年1月23日



金融庁

Financial Services Agency, the Japanese Government

サステナビリティ情報の「記載欄」の新設に係る改正（2023年1月31日公布・施行）

- 金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告（2022年6月公表）を踏まえ、有価証券報告書におけるサステナビリティ情報の「記載欄」を新設し、「ガバナンス」及び「リスク管理」については全ての企業が開示し、「戦略」及び「指標及び目標」については各企業が重要性を判断して開示する（2023年3月期から適用）

有価証券報告書（主な項目）

第一部 企業情報

第1 企業の概況

- 従業員の状況等

第2 事業の状況

- 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

- **サステナビリティに関する考え方及び取組（新設）**

- 事業等のリスク
- 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析等

第3 設備の状況

第4 提出会社の状況

- コーポレート・ガバナンスの状況

第5 経理の状況

- 連結財務諸表、財務諸表等

サステナビリティに関する考え方及び取組

（1）ガバナンス

全企業が開示

サステナビリティ関連のリスク及び機会に対するガバナンス体制
（記載イメージ：取締役会や任意に設置した委員会等の体制や役割等）

（2）戦略

重要性を判断して開示

サステナビリティ関連のリスク及び機会に対処する取組み
（記載イメージ：企業が識別したリスク及び機会の項目とその対応策等）

全企業が開示

人的資本について、人材育成方針や社内環境整備方針

（3）リスク管理

全企業が開示

サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別・評価・管理するために用いるプロセス
（記載イメージ：リスク及び機会の識別・評価方法や報告プロセス等）

（4）指標及び目標

重要性を判断して開示

サステナビリティ関連のリスク及び機会の実績を評価・管理するために用いる情報
（記載イメージ：GHG排出量の削減目標と実績値等）

全企業が開示

人材育成方針や社内環境整備方針に関する指標の内容、当該指標による目標・実績

全企業が開示（注1）

女性管理職比率、男性育児休業等取得率、男女間賃金格差については、「従業員の状況」で記載

（記載に当たっての留意事項）

- ✓ 詳細情報について、任意開示書類（統合報告書、データブック等）の参照も可能（注2）
- ✓ 記載した将来情報が、実際の結果と異なる場合でも、合理的な仮定等に基づき、適切な検討を経たものであれば、直ちに虚偽記載等の責任を負うものではない

（注1）「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）」又は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）」に基づく情報の公表義務（努力義務は含まない）のある企業が対象となる

（注2）任意開示書類に明らかに重要な虚偽記載があることを知りながら参照するなど、当該参照する旨の記載自体が有価証券報告書の重要な虚偽記載になりうる場合を除けば、単に任意開示書類の虚偽記載のみをもって、金融商品取引法の罰則や課徴金が課されることにはならない

サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ設置の背景

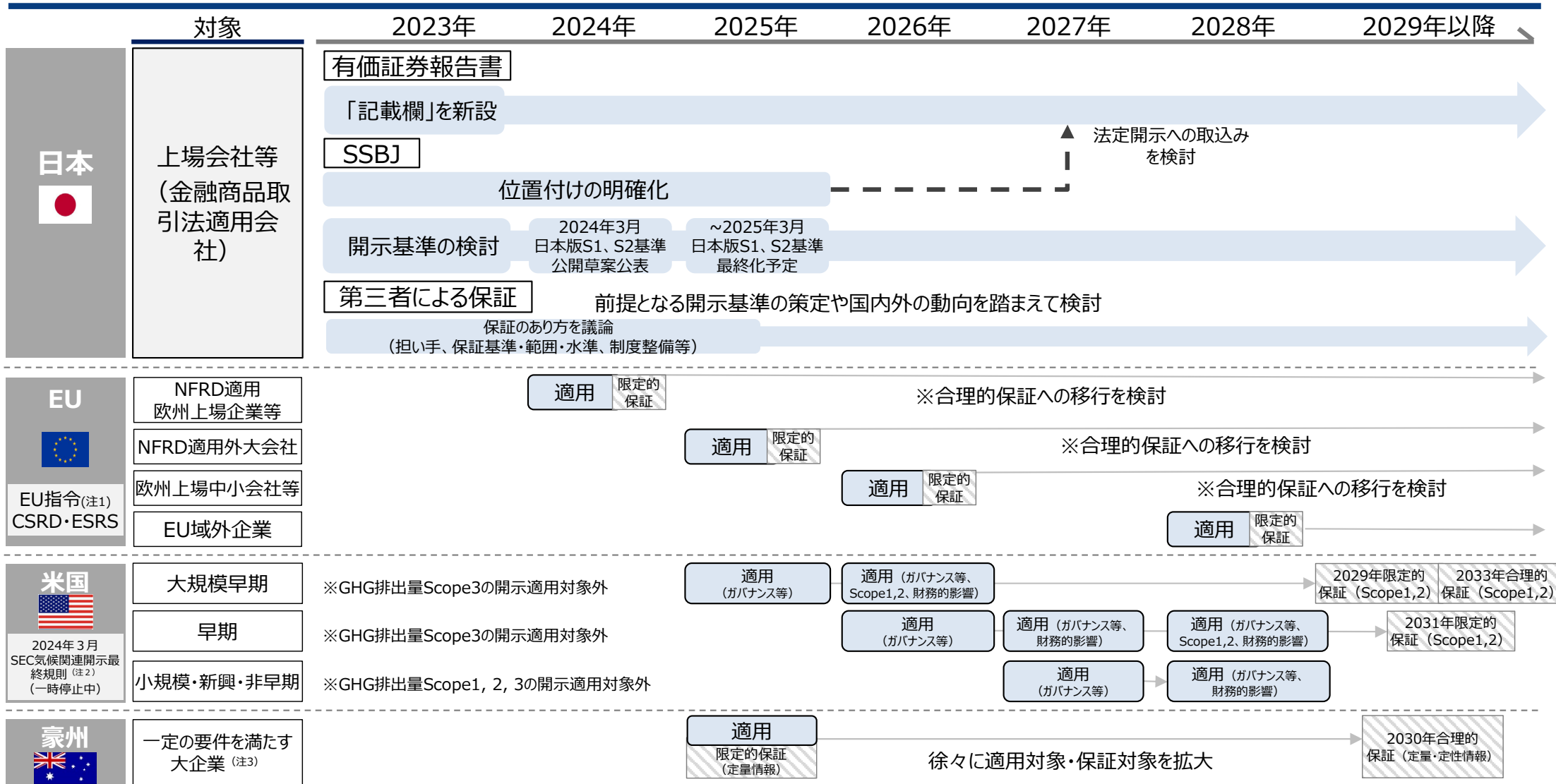
- 2023年3月期から有価証券報告書におけるサステナビリティ情報の開示が開始（個別具体的な基準はなし）。今後、この**開示が具体的な基準に準拠して行われることで、比較可能性を高め、投資家に有用な情報が提供されることが重要**

- 我が国のサステナビリティ基準委員会（SSBJ）では、2023年6月に最終化した国際基準（ISSB基準）を踏まえ、日本における具体的なサステナビリティ開示基準（SSBJ基準）を開発中であり、2024年3月に公開草案を公表済

- SSBJ基準の適用対象については、**グローバル投資家との建設的な対話を中心に据えた企業（プライム上場企業ないしはその一部）から始めることが考えられる**中、公開草案の公表に際し、具体的な適用対象や適用時期を検討することで、公開草案に関する適切な議論が行われるほか、企業等において基準の適用に向けた準備が進むと考えられる
 - （注）2022年12月公表の金融審議会ディスクロージャーWG報告では、「…企業によって社会全体へのインパクトが異なることや様々な業態があること、企業負担の観点、欧米では企業規模に応じた段階的な適用が示されていることを踏まえると、我が国では、最終的に全ての有価証券報告書提出企業が必要なサステナビリティ情報を開示することを目標としつつ、今後、円滑な導入の方策を検討していくことが考えられる」と提言

- また、投資家からは**サステナビリティ情報の信頼性の確保を望む声**があり、国際的にも、当該情報に対する**保証のあり方について議論**が進んでいる。我が国において、サステナビリティ開示基準や保証制度を導入するには、法改正を視野に入れた検討が必要であり、議論を始めていくことが重要
 - ⇒ 金融審議会において、**サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ**を新規に設置（2024年3月）

サステナビリティ開示・保証に関する各国の検討状況



(注1) CSRDに従ってEU各国における法整備が必要。

「EU域外企業」とは、EU市場での純売上高が大きいEU域外企業グループのこと。

(注2) 2024年3月6日の気候関連開示規則の公表後に、異議を唱える訴訟が相次ぎ、同年4月4日、SECは司法判断が確定するまで同規則の一時停止を発表。

米国の「大規模早期」とは大規模早期提出会社（時価総額700百万ドル以上等の要件を満たす会社）のこと。「早期・非早期」とは、早期提出会社（時価総額75百万ドル以上700百万ドル未満等の要件を満たす会社）及び非早期提出会社（大規模早期提出会社及び早期提出会社の要件を満たさない会社）のこと。「小規模」とは小規模報告会社（時価総額250百万ドル未満等の要件を満たす会社）のこと。「新興」とは新興成長企業（収益が1,235百万ドル未満等の要件を満たす会社）のこと。

ガバナンス等とは、取締役会による監督及び重要な気候変動関連リスクの評価等における経営陣の役割や、同リスクを識別、評価、管理するプロセスなど。

(注3) 豪州では、2025年1月1日以降開始する会計年度から、A) かつB) を満たす大規模企業に適用を開始予定。A) 従業員500人以上、10億豪ドル以上の連結総資産、5億豪ドル以上の連結年間収益のうち2つ満たす B) National Greenhouse and Energy Reporting (NGER) に基づき当局による公表の基準値 (publication threshold) を超過。適用対象は段階的に拡大予定。

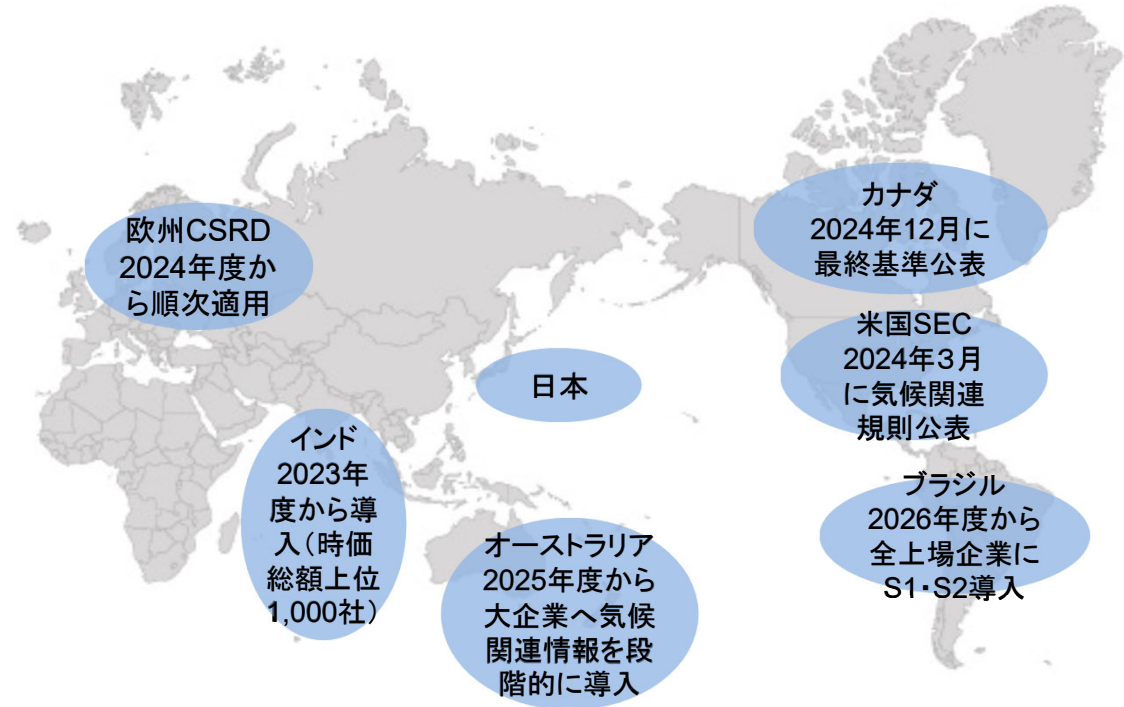
サステナビリティ開示基準のあり方

- 2023年6月に、サステナビリティ情報の開示に関する国際的な基準としてISSB基準が設定され、今後、各国で、同基準の適用に向けた動きが進展することが見込まれる。欧州では、ISSB基準と相互運用可能な基準による開示が始まっている。
- このように各国で開示基準を制度化する動きが進展する中、グローバルに展開する我が国企業によるサステナビリティ情報の開示について、国際的な比較可能性を確保することで、投資家から評価され、企業と投資家との建設的な対話を促進して、中長期的な企業価値の向上につなげることが重要。企業にとっても、我が国独自の基準でなく、国際的に比較可能性が確保された基準に基づいて情報開示を行う方が実務負担の観点から望ましいとの声がある。
- 上記を踏まえると、我が国において、グローバルに展開する企業に適用されるサステナビリティ情報の開示基準は、国際的なベースラインの基準となるISSB基準と同等であることが求められる。

【2024年名目GDP予測（単位：十億ドル）】 【株式時価総額（単位：百万ドル）】

	国・地域	名目GDP(IMF予測)
1	米国	27,966.5
2	中国	18,560.0
3	ドイツ	4,700.8
4	日本	4,286.1
5	インド	4,105.3
6	英国	3,587.7
7	フランス	3,183.4
8	イタリア	2,284.0
9	ブラジル	2,265.1
10	カナダ	2,238.5
11	ロシア	1,904.3
12	メキシコ	1,994.1
13	韓国	1,784.8
14	オーストラリア	1,685.6
15	スペイン	1,676.5

	国・地域	株式時価総額
1	米国	53,360,718.6
2	中国	9,038,244.5
3	日本	6,586,868.9
4	香港	4,747,625.6
5	インド	4,458,738.2
6	フランス	3,374,531.7
7	サウジアラビア	2,994,405.4
8	イギリス	2,980,687.1
9	カナダ	2,862,846.2
10	ドイツ	2,426,504.8
11	台湾	2,134,494.8
12	スイス	2,031,000.2
13	韓国	1,858,375.9
14	オーストラリア	1,598,817.3
15	オランダ	1,057,917.1

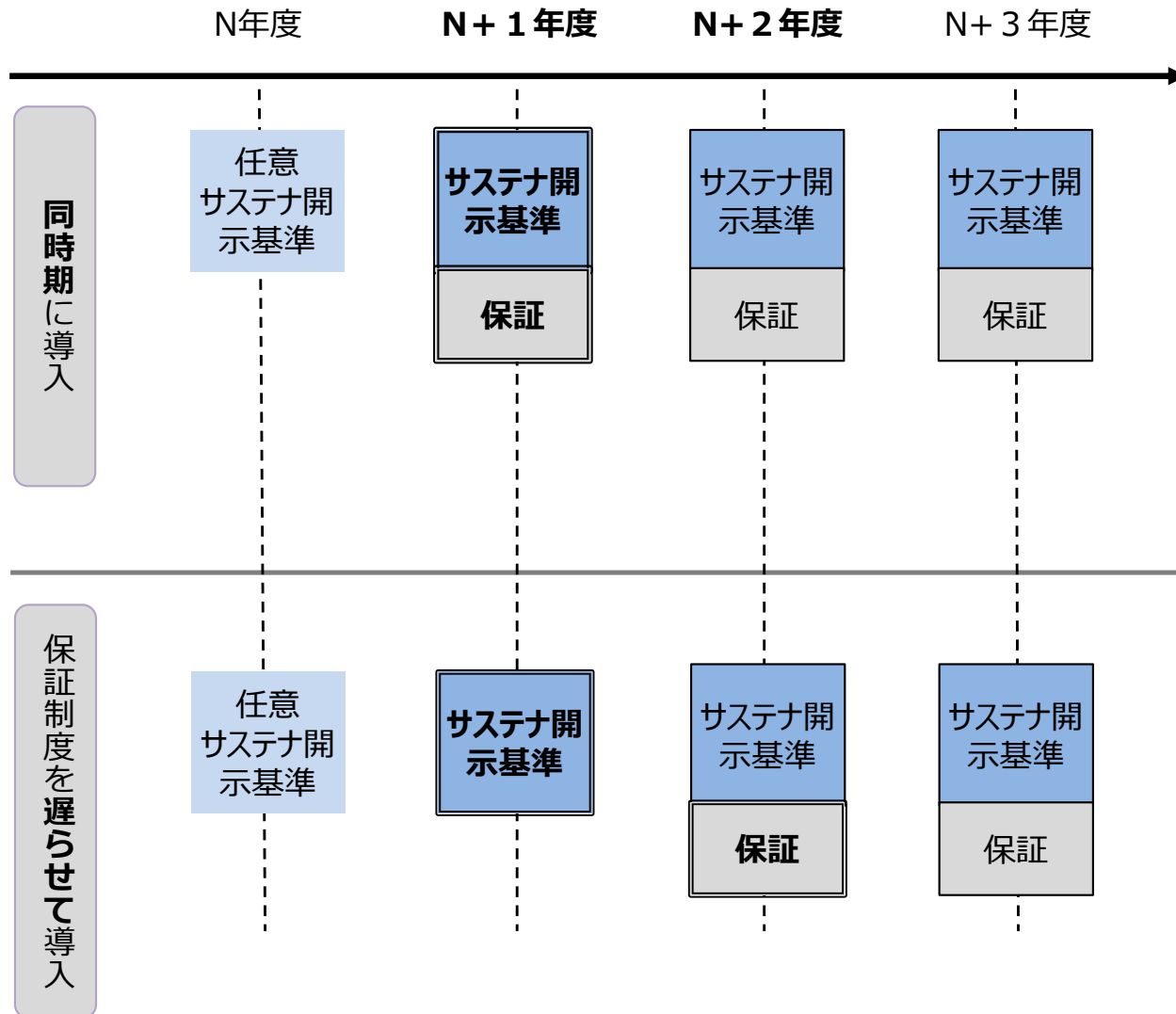


(出典)IMF Word Economic outlook(2024)

(出典)Bloombergより金融庁作成(2024年2月末時点)

サステナビリティ開示基準と保証の導入のタイミング

- サステナビリティ開示基準の導入時期を考えるには、保証制度の導入も考慮に入れることが重要。サステナビリティ開示基準と保証制度の導入を同時期に行うか、保証制度を遅らせて導入するかについては、保証制度のあり方や実務面を含めた検討が必要



(利点)

- ✓ 開示基準の強制適用時から保証があることで、信頼性が確保された情報を提供

(考慮事項)

- ✓ 開示基準への対応と保証への対応を同時期から始めるため、過度な負担とならないか
- ✓ 保証制度の枠組みに合った保証提供者を十分に確保できるか

※ 欧州においては、2024年度から開示の導入と同時に限定的保証が導入される。

(利点)

- ✓ 保証への対応がしやすい (企業、保証提供者とも)

(考慮事項)

- ✓ 保証を受けていなかった期 (N+1年度) の情報について、保証人から、問題点を指摘される可能性

海外におけるサステナビリティ保証制度に係る検討状況

保証導入当初	フランス	ドイツ（案）	豪州（案）（注1）	米国（注1）（注3）
保証範囲	ESRSに基づく 全ての開示情報	ESRSに基づく 全ての開示情報	AASB S2に基づく Scope1、2排出量 ガバナンス 戦略（リスク及び機会）（注2）	気候関連開示規則に基 づくScope1、2排出量
保証水準	限定的保証	限定的保証	限定的保証（注2）	限定的保証
保証の 担い手	監査法人 その他の保証業務提供者	監査法人 （財務諸表の監査人のみ）	監査法人 （財務諸表の監査人のみ）	監査法人 その他の保証業務提供者

将来像	フランス	ドイツ（案）	豪州（案）（注1）	米国（注1）（注3）
保証範囲	ESRSに基づく 全ての開示情報	ESRSに基づく 全ての開示情報	AASB S2に基づく 全ての開示情報 （注2）	気候関連開示規則に基 づくScope1、2排出量
保証水準	合理的保証への 移行を検討	合理的保証への 移行を検討	合理的保証（注2）	限定的保証 合理的保証 （大規模早期提出会社）
保証の 担い手	監査法人 その他の保証業務提供者	監査法人 （財務諸表の監査人のみ）	監査法人 （財務諸表の監査人のみ）	監査法人 その他の保証業務提供者

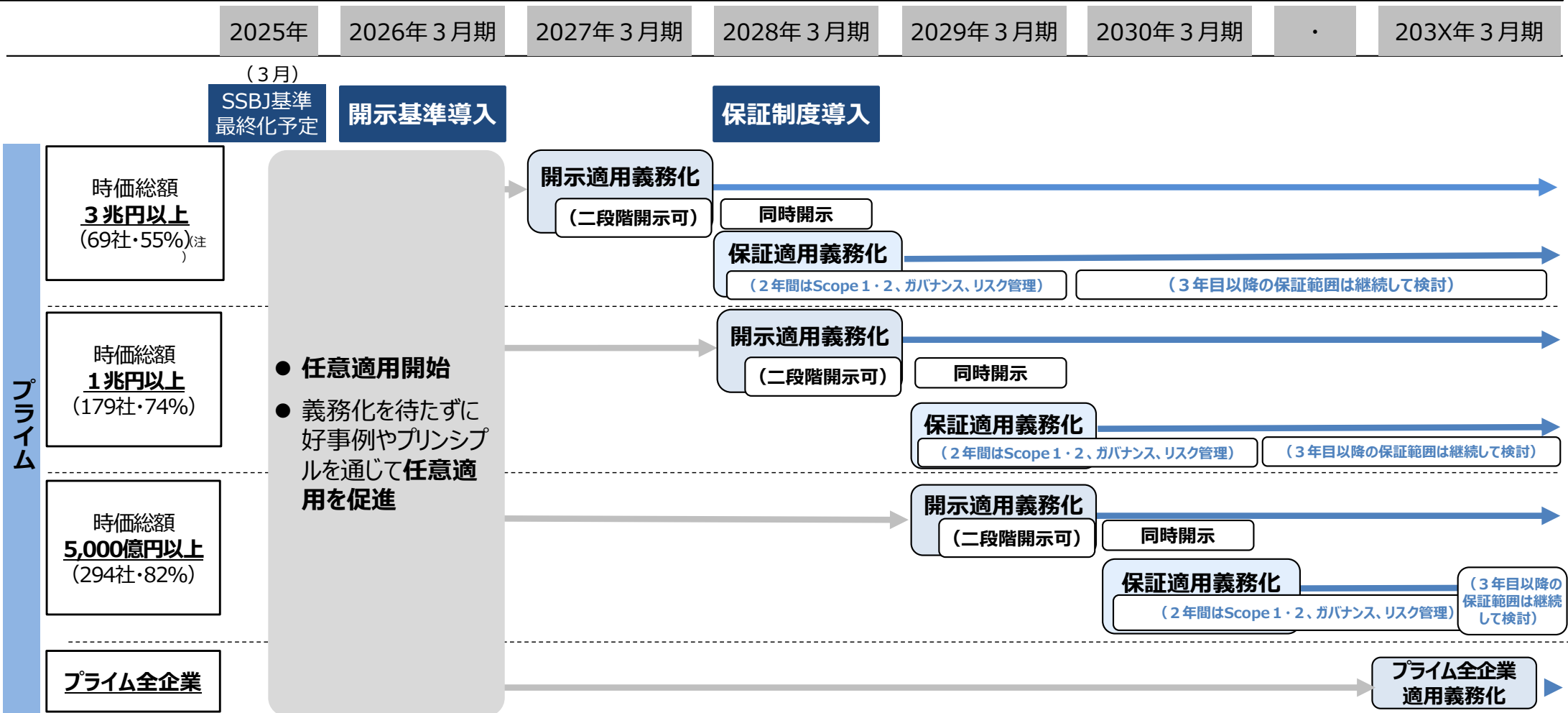
（注1） 豪州及び米国における開示義務は、気候関連情報のみ。

（注2） 開示の適用初年度にScope1、2排出量、ガバナンス、戦略（リスク及び機会）に対して限定的保証を開始。2年目にScope1、2排出量に対しては合理的保証を要求するとともに、保証範囲を全ての開示情報（定量・定性情報含む）に拡大し限定的保証を要求。4年目に全ての開示情報に対して合理的保証を要求。適用時期については、企業の規模ごとに3つのグループを設け、規模の大きな企業から1年ごとに適用を開始し、2030年7月1日以降開始会計年度までに全てのグループに全ての開示情報の合理的保証を要求。

（注3） Scope1、2の開示対象の大規模早期提出会社及び早期提出会社について、保証導入当初はScope1、2に対する限定的保証を要求。大規模早期提出会社はその後合理的保証に移行。ただし、2024年3月の気候関連開示規則の公表後に、異議を唱える訴訟が相次ぎ、同年4月、SECは司法判断が確定するまで同規則の一時停止を発表。

サステナビリティ保証制度のロードマップ

- **保証業務実施者**は、**新たな登録制度の下で登録を受けた監査法人又はその他の保証業務提供者**を想定。また、**保証業務実施者が必要に応じて、外部専門家を活用**することも考えられる。
- **保証水準は限定的保証**とし、今後、実務の状況や海外の動向等を踏まえ、合理的保証への移行の可否について検討
- **保証範囲**は保証適用義務化から**2年間はScope 1・2、ガバナンス及びリスク管理**とし、**3年目以降は国際動向等を踏まえて継続して検討**



スタンダード・グロース市場上場企業、非上場有価証券報告書提出会社については、任意適用の促進により、開示を底上げ義務化された保証範囲に限定されない任意の保証に係る制度上の位置付けについては、国際動向等を踏まえて検討

(注) 時価総額に応じた適用社数とカバレッジ (Bloomberg及びJPX公表統計の2024年3月29日時点の情報から作成)

第4回WGでいただいた主なご意見とサステナビリティ保証制度の方向性(案)

第4回WGでいただいた主なご意見

- 段階的な拡大はやむをえないとしても、諸外国の制度と見劣りしない制度にすべき。
- 国際競争力の確保の観点から、国際的に日本の情報開示の信頼性が劣ることのないタイミングでの制度設計に注力すべき。
- 一定期間とはいえ、Scope 1・2のみは範囲として狭い。
- 企業のガバナンス情報に関しては、企業の負担が少なく開示でき、保証もしやすいことから、Scope 1・2と同時又は早期に保証の範囲に加えるべき。
- 特定プロセス、ガバナンス、リスク管理なども保証の対象とすべき。
- 最終的な保証範囲や時間軸を含めた制度導入のロードマップを示して企業の体制構築の準備を促していくべき。
- 保証を段階的に導入するという方向性には賛同するが、今後保証範囲を拡大し、最終的には全てを保証するという方向性を示すことが重要。
- Scope 3こそ保証が必要であるため、保証範囲は全てとすべき。
- 一定期間は範囲を限定するとしても、企業規模ごとにスライドして範囲を拡大するのではなく、限定する期間を一律とすべき。

保証制度の方向性(案)

- 時価総額3兆円以上、1兆円以上、5,000億円以上のそれぞれについて、保証制度導入から2年間は保証範囲をScope 1・2、ガバナンス及びリスク管理とし、3年目以降は、国際動向等を踏まえて、WGにおいて継続して検討することとしてはどうか。

質の高い保証業務が提供されるために必要な環境整備(イメージ)

□ 質の高い保証業務が提供されるために、当面の間、以下のような環境が整備されることが考えられる。

登録制度 登録要件

- ▶ 保証の質を確保するための登録制度を導入（制度の円滑な導入のための仕組みも含む）
- ▶ サステナビリティ保証業務を公正かつ的確に遂行するに足りる体制整備

業務制限・義務

- ▶ 監査法人であるか、その他の保証業務提供者であるかにかかわらず制度上同等なもの

保証基準

- ▶ 国際的な保証基準を参考にしつつ、我が国において保証基準を作成

倫理・独立性

- ▶ 監査法人であるか、その他の保証業務提供者であるかにかかわらず制度上同等なもの

検査・監督 自主規制

- ▶ 監査法人であるか、その他の保証業務提供者であるかにかかわらず同じもの

※ フランスでは個人に対する登録要件も定められている。

※ 罰則その他の責任については、作成者側のセーフハーバーの議論等も踏まえて今後検討。

「サステナビリティ情報の保証に関する専門グループ」を設置して更に議論

国際サステナビリティ保証基準 (ISSA) 5000について

- 国際監査・保証基準審議会 (IAASB) は、2023年8月にサステナビリティ報告の保証に関する新しい国際基準 (ISSA 5000) の公開草案を公表し、市中協議を実施。
- IAASBは、市中協議で寄せられた意見を審議したうえで、2024年9月にISSA5000を最終化。

(参考) ISSA 5000の最終基準の概要

- ISSA 5000は、サステナビリティ報告に関する保証業務に焦点を当てた、原則主義に基づく全般的な要求事項を定める、独立した包括的な基準
- 既存の財務諸表監査の規定を基礎として開発されているが、保証業務提供者の職業にとらわれない (profession-agnostic) 基準として、全ての保証業務提供者が適用可能な基準とする方針
- あらゆるサステナビリティピック (例：気候変動、人的資本) の報告に係るサステナビリティ情報の保証に対して適用可能
- あらゆるサステナビリティ報告の枠組み (例：国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB) の基準、欧州サステナビリティ報告基準 (ESRS)、サステナビリティ基準委員会 (SSBJ) の基準) により作成されたサステナビリティ情報の保証に適用可能
- タイムリーな基準開発が必要である点も踏まえ、以下の6点を優先項目として設定し、基準を開発
 - ①保証水準ごとの作業量、②報告規準の妥当性、③保証業務の範囲、④保証業務における証拠、⑤企業の内部統制システム、⑥重要性
- 保証水準について、限定的保証及び合理的保証の双方の保証業務に適用可能 (それぞれの規定を設定)